

税務署からのお知らせ

法定調書の提出は1月31日(金)までに

給与、報酬、料金額などの支払者は、支払先の住所、名称、支払金額などを記載した法定調書を1月31日(金)までに、豊能税務署または役場税務課へ提出してください。

＜豊能税務署へ提出するもの＞

①平成25年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

②平成25年分支払調書

(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、報酬・料金・契約金および賞金の支払調書、不動産の使用料等の支払調書、不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書など)

▼問合せⅡ豊能税務署

☎751-2441(代表)

自動音声によりご案内しています。

＜税務課へ提出するもの＞

①給与支払報告書(総括表)

②給与支払報告書の個人別明細書

③公的年金等支払報告書(総括表)

④公的年金等支払報告書の個人別明細書

なお、給与支払報告書は、給与の支払を受ける方の平成26年1月1日現在の住所地の市町村に提出してください。

▼問合せⅡ税務課 ☎739-3417

平成25年分 所得税・消費税の申告会場

のご案内、確定申告は正しくお早めに、

確定申告の相談および受付は、2月

17日(月)から3月17日(月)(土・

日曜日は除く)までです。還付申告については2月14日(金)以前でも相談および申告書等の受付を行っています。(土・日曜日・祝日は除く)

なお、豊能税務署(池田市)では、2月23日(日)・3月2日(日)に限り、確定申告の相談および申告書の受付を行います。

期間間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されるため、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、ご自分で申告書等を作成していただけるお早めに提出してください。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

○納期限

所得税および復興特別所得税・贈与税

3月17日(月)

消費税および地方消費税 3月31日(月)

納税は、「振替納税」が便利です。ぜひご利用ください。

☆税理士主催による地区相談会場

ユーベルホール

2月18日(火)～2月21日(金)

〔確定申告会場の注意事項〕

☆会場では、土地・建物・株式等の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、相続税および贈与税の相談は行っていません。

☆また、申告会場への電話での問い合わせはご遠慮ください。

※その他の会場は国税庁ホームページ

でご確認ください。

○郵送等による提出

申告書の提出方法は、税務署に直接出向いて提出する(土・日曜日・祝日は時間外収受箱へ投函)ほか、郵送等での提出もできます。申告書は、郵便または信書便でお早めに送付願います。申告書を郵送等で提出される際に、申告書(控)に税務署受付印が必要な場合には、住所・氏名を記載し必要な金額の切手をちよう付した返信用封筒を併せて送付してください。

▼送付先・問合せ

〒563-8688 池田市城南2-1-8

豊能税務署 個人課税部門

☎751-2441(代表) 自動音声によりご案内しています。

復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することになります。また、源泉徴収義務者の方は、給与その他源泉徴収をすべき所得を支払う際に、その所得について所得税および復興特別所得税を徴収し、その法定納期限までに、これを納付することになります。

復興特別所得税額は、基準所得税額(その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算します。詳しくは、国税庁ホームページのパ

ンフレット・手引きをご覧ください。

▼問合せⅡ豊能税務署

☎751-2441(代表)

自動音声によりご案内しています。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告が不要になる場合があります。

なお、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

また、所得税の確定申告が不要でも、住民税において、医療費控除等の控除を追加される場合は、住民税の申告が別途必要です。

住民税に関する詳しいことは税務課にお問い合わせください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成すれば便利です。

確定申告期間中の税務署は大変混雑するため「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成が便利です。「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書は、e-taxによる電子送信や印刷して書類を添付し、郵送等で提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ(☎<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

詳しくは国税庁ホームページ(☎<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。また、税務署までお問い合わせください。

▼問合せⅡ豊能税務署

☎751-2441(代表)

自動音声によりご案内しています。

20歳になったら「国民年金」

自営業者や学生、フリーター、無職の方などが20歳になったときは、国民年金加入の手続きが必要です(20歳前に就職して厚生年金等に加入している方は、第2号被保険者となっていますので、加入手続きは不要です)。

国民年金は、やがて誰にも訪れる老後の生活保障だけでなく、万が一、病気や障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなどに私たちの生活の安定が損なわれないよう、みんなでもって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

国民年金は、20歳になったら誰もが

加入し、保険料を納めることになっていきますが、経済的な理由などで保険料の支払が困難なときは、保険料の納付が免除される制度や、若年者(30歳未満)の保険料の納付を猶予することができます。また、学生の方の場合は、保険料の納付を猶予することができます。特別制度があります。

▼問合せⅡ豊中年金事務所

☎06-6848-6831

役場保険課

☎739-3422

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

20歳以上60歳未満の自営業者や学生、フリーター、無職の方など、国民年金第1号被保険者の皆さん、国民年金保険料の納め忘れはありませんか？国民年金保険料は、日本年金機構からお送りしている「納付案内書」により、各金融機関やコンビニエンスストアなどで納めることができます(納付書をお持ちでない場合は、豊中年金事務所までお問い合わせください)。

保険料の納め忘れがあると、老後の支えとなる老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなることがあります。また、国民年金加入中の怪我や病気が原因で障害の状態になったときの障害基礎年金や、加入者が亡くなり、遺族(子のある妻、子)が残されたときの遺族基礎年金が受けられ

なくなることもありますので、納め忘れがないか、今一度確認してください。

▼問合せⅡ豊中年金事務所

☎06-6848-6831

役場保険課

☎739-3422

「国民年金基金」について

国民年金基金は、少しでもゆとりのある老後を過ごすことができるように、国民年金に年金を上積みする公的な制度です。国民年金の第1号被保険者(自営業者などの人)で保険料を納めている20歳以上60歳未満の人および60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人が加入できます。

掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

▼問合せⅡ大阪府国民年金基金

☎0120-654192

里親シンポジウム&相談会

不妊カウンセラーの講演と里親の体験発表、個別相談会です。

参加費無料、保育のみ要事前申込み。

▼日時 11月19日(日)午前10時~正午

▼場所 池田駅前南会館

(阪急池田駅すぐ)

▼問合せⅡ大阪府池田子ども家庭センター ☎751-2858

交通事故発生状況

(平成25年11月中の速報値)

豊能警察署交通課

種別	豊能町	能勢町	合計
人身事故	0件	3件	3件
死者数	0人	0人	0人
重傷者数	0人	1人	1人
軽傷者数	0人	2人	2人
物損事故	16件	21件	37件
総件数	16件	24件	40件

しっかりと ルール守って 事故防止 気をつけて! あおになっても 右左

交通ルールを守りましょう

豊能町交通事故をなくす運動推進本部会議



リフォーム業者はのれんで選ぶ! ☎0120-112-120

創業 大正十年 since 1921

伊勢屋テック株式会社

代表取締役 松室利幸

〒563-0032 池田市石橋4丁目13-5

http://www.iseyatech.co.jp

大切なお家のリフォームは信頼と実績の伊勢屋テックに安心してお任せ下さい

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度は、医療保険と介護保険の両方に自己負担額があることによって、家計の負担が重くなっている場合に、その負担を軽減するため、平成20年4月から設けられた制度です。

世帯で1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担金の合計額が、この制度の自己負担限度額（下表）を超えた場合に、申請に基づき、その超えた額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合では、7月末現在で後期高齢者医療制度に加入されている同一世帯の被保険者を対象に勧奨通知を送付しております。

課税状況	所得区分	後期高齢者医療制度における負担割合	自己負担限度額（年額） （医療保険+介護保険）
課税世帯	現役並み所得者	3割	67万円
	一般		56万円
非課税世帯	低所得Ⅱ	1割	31万円
	低所得Ⅰ		19万円

申請方法

支給申請の勧奨通知が届きましたら、同封の返信用封筒で大阪府後期高齢者医療広域連合給付課に送付いただくか、役場保険課または吉川支所まで申請をお願いします。

注意事項

- ・医療費用と介護サービス費用のいずれかが「0円」のときは、対象とはなりません。
- ・支給額（超過額）が500円以下の場合は、支給の対象とはなりません。
- ・次に該当する方については、勧奨通知の対象でなくても、申請により負担額に応じて支給される場合があります。必要書類を含めまして、詳しくは大阪府後期高齢者医療広域連合給付課までお問い合わせください。

平成24年8月から平成25年7月末までの間に、

(1)市町村を越える転居をされた方

(2)他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方

- ・その他ご不明な点につきましても、お問い合わせください。

▶問合せ

大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031

※受付時間：月～金曜日（祝日を除く。） 午前9時～午後

5時30分もしくは役場保険課 ☎739-3422

民生委員児童委員の委嘱について

平成25年12月1日付けで民生委員児童委員が一斉改選となり、新しい委員が厚生労働大臣から委嘱されました。本町では、担当地区で活動する区域担当委員が47名、また、児童問題に関する活動を主とする主任児童委員が4名となっています。任期は3年間です。民生委員児童委員は、福祉に関する相談や支援活動を無償で行い、関係機関や関係団体とも連携・協力し、様々な活動を行います。

福祉に関わる心配ごとがありましたら、お住まいの地区担当委員へ、お気軽にご相談ください。また、子育て、教育などに関わることについては、主任児童委員にご相談ください。

平成25年12月1日現在

豊能町民生委員児童委員・主任児童委員名簿

NO.	担当地区	氏名	ふりがな
1	余野（南の谷他余野の一部を除く）	仲 寛子	なか ひろこ
2	川尻	西殿 美智子	にしどの みちこ
3	木代（余野の一部を含む）	中西 亨	なかにし とおる
4	切畑	中谷 房子	なかたに ふさこ
5	野間口（余野南の谷を含む）	木田 美子	きた よしこ
6	高山	中谷 利一	なかたに としかず
7	牧	今井 美枝子	いまい みえこ
8	寺田	和崎 三彦	わざき みつひこ
9	希望ヶ丘1丁目	長谷川 佳世子	はせがわ かよこ
10	希望ヶ丘2丁目	前畑 春雄	まえはた はるお
11	希望ヶ丘3丁目（1～17）	樽谷 圭子	たるや けいこ
12	希望ヶ丘3丁目（31～38）	鎮守 美佐子	ちんじゅ みさこ
13	希望ヶ丘4丁目	神田 のり子	かんだ のりこ
14	希望ヶ丘5丁目	倉骨 眞智子	くらほね まちこ
15	希望ヶ丘6丁目	中野 澄子	なかの すみこ
16	吉川	上里 康子	うえざと やすこ
17	ときわ台1丁目	下神 美和子	しもがみ みわこ
18	ときわ台2丁目	下永吉 親男	しもながよし ちかお
19	ときわ台3丁目	元家 文雄	もといえ ふみお
20	ときわ台4丁目	竹田 至	たけだ いたる
21	ときわ台5丁目	西川 道子	にしかわ みちこ
22	ときわ台6丁目	宗田 保則	そうた やすのり
23	東ときわ台2丁目	井上 俊明	いのうえ としあき
24	東ときわ台3丁目	今井 絹代	いまい きぬよ
25	東ときわ台4丁目	加藤 玄哲	かとう げんてつ
26	東ときわ台5丁目	有村 富夫	ありむら とみお
27	東ときわ台6丁目	伏見 恭子	ふしみ きょうこ

28	東ときわ台7丁目	福原 俊作	ふくはら しゅんさく
29	東ときわ台8丁目	真木 澄江	まき すみえ
30	東ときわ台9丁目	中村 葉子	なかむら ようこ
31	光風台1丁目	水谷 嘉明	みずたに よしあき
32	光風台2丁目	武 美知子	たけ みちこ
33	光風台3丁目A（1～12）	北村 重義	きたむら しげよし
34	光風台3丁目B（13～23、マンション除く）	多畑 澄子	たばた すみこ
35	光風台3丁目（マンション）	片瀬 澄子	かたせ すみこ
36	光風台4丁目	宮野 生代	みやの いくよ
37	光風台5丁目（1～12、320、735、737）	吉田 美智子	よしだ みちこ
38	光風台5丁目（13～27）	清水 忠	しみず ただし
39	光風台6丁目（1～10）	水垣 洋子	みずがき ようこ
40	光風台6丁目（11～26）	藤井 弘子	ふじい ひろこ
41	新光風台1丁目（1～3）2丁目（1～17）	田中 五月	たなか さつき
42	新光風台2丁目（18～30）	邊 佳子	ほとり よしこ
43	新光風台3丁目（1～15、20～25、28～35）	森田 ひふみ	もりた ひふみ
44	新光風台3丁目（16～19、26、27）4丁目（1～13）	清水 晴代	しみず はるよ
45	新光風台4丁目（14～32）	長越 利秋	ながこし としあき
46	新光風台5丁目（1～20）	泉 久雄	いずみ ひさお
47	新光風台1丁目（6）5丁目（21～33）	水口 隆子	みずぐち たかこ

【主任児童委員】

48	東能勢小学校区	豊田 雅美	とよた まさみ
49	吉川小学校区	瀧本 桂子	たきもと けいこ
50	東ときわ台小学校区	重村 美津子	しげむら みつこ
51	光風台小学校区	田村 かおり	たむら かおり

※上記委員の連絡先は、住民人権課までお問合せください。 ▶問合せ＝住民人権課（福祉） ☎739-3420